

平成31年第4回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成31年4月10日(水)午後3:00~3:30

2. 場所 : 役場庁舎 1階 中会議室

3. 出席委員 (9人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	1	田守 和人
〃	2	谷地村久人
〃	3	佐藤久美子
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	7	長根 孝衛
〃	8	小澤 守昭
〃	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (1人) 6番 長井 進

5. 会議書記 事務局主事 服部 奨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第8号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による
新郷村農業委員会事務局職員の任命について

日程第4 議案第9号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

日程第5 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(平成31年第4回4月の総会)

議長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、5番 小坂 敏 君にお願いします。</p>
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	<p>本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより平成31年第4回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には4番 高見 憲正 君並びに7番 長根孝衛 君を指名いたします。</p>
議長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	<p>次に日程第3、議案第8号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による新郷村農業委員会事務局の任免についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>2ページをお開き下さい。 日程第3、議案第8号、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による、新郷村農業委員会事務局職員の任免について、説明いたします。 平成31年度、新郷村職員の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員が異動したことから、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記職員の任免について、農業委員会の承認を求めます。 任用 事務局長 本間由美子 主事 服部 奨 解任 事務局長 東 則男 以上です。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見ございませんか。
	質疑意見なし

議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第8号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第8号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に日程第4 議案第9号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>3ページをお開き下さい。</p> <p>日程第4 議案第9号 農地法第3条第2項第5号の規定による、別段面積の設定について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の許可要件である、下限面積については、農地法第3条第2項第5号の規定により、新郷村では、農地の権利取得後において、耕作の事業に供すべき農地の合計面積及び耕作又は、養畜の事業に供すべき、採草放牧地の面積の合計が、30アール以下の場合、許可できないこととなっております。</p> <p>また、農業委員会の適正な事務実施についての通達により、農業委員会は毎年、別段面積の設定または、変更の必要性について審議することとなっております。</p> <p>事務局としては、3ページ議案書記載のとおり、引き続き、村全域を30アールとし、別段面積設定理由として、農地法施行規則第17条第2項を適用するため問題ないと考えております。</p> <p>なお、4ページに告示案を添付してありますので、参考に願います。</p> <p>また、今回の総会で、ご承認を頂きましたら、同法施行規則第18条により告示を行いますので、ご了承願います。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
谷地村 委員	はい、議長。
議長	谷地村委員。
谷地村 委員	<p>農業者として農地を借り受けるときに、借りる面積と自分が持っている面積が30アールに満たないと3条などによる貸し借りができない</p>

	ということでもよろしかったでしょうか。
事務局	その通りです。
議長	他に質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第9号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、日程第5 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	5ページをお開き下さい。 日程第5、議案第10号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。 農地法第3条の規定により、別紙申請書のとおり申請があったので、審議を求めるものです。 今月の農地法第3条の許可申請は、売買1件です。 6ページをお開き下さい。 議案第10号、受付番号5号の申請は、譲受人が事業規模拡大及び、利用効率のため、売買するものです。 売買価格は、議案書記載のとおりです。 6ページに議案書の写し、7ページに農地法3条1項の調査書、8ページに許可申請書の写し、9ページに位置図を添付しておりますので、参考にしてください。 また7ページに、農地法第3条1項の調査書記載のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 以上、受付番号第5号の説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。

	質疑意見なし
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第10号は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第10号は原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成31年第4回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年 月 日

議長

署名者

署名者